

令和2年3月23日

令和元年度協議会臨時会議案書

相模川流域下水道事業連絡協議会

目 次

議 案 番 号	議 案 の 件 名	頁
議 案 第 1 号	相模川流域下水道事業の計画変更について	5
議 案 第 2 号	相模川流域下水道の建設負担金について	7
議 案 第 3 号	相模川流域下水道の建設負担金に係る負担原則の改正について	9

議案第 1 号

相模川流域下水道事業の計画変更について

令和 1 2 年度を計画目標年度とした下水道事業計画は、次のとおりとする。

変 更 計 画

市 町 名	計画処理区域 (ha)	計画汚水量 (m ³ /日最大)	計画汚水量 (m ³ /日平均)
相模原市	10,169.80	291,381	243,966
平塚市	3,632.39	139,084	108,557
藤沢市	601.76	8,841	7,413
茅ヶ崎市	3,085.99	101,605	83,566
厚木市	5,527.09	137,204	108,605
伊勢原市	649.82	20,576	16,503
海老名市	1,718.70	68,507	58,384
座間市	1,372.60	51,069	42,276
綾瀬市	640.60	13,018	11,589
寒川町	923.35	31,624	27,883
大磯町	638.70	14,706	11,020
愛川町	1,237.82	27,751	23,484
合 計	30,198.62	905,366	743,246

現 行 計 画

市 町 名	計画処理区域 (ha)	計画汚水量 (m ³ /日最大)	計画汚水量 (m ³ /日平均)
相模原市	10,161.57	298,623	250,266
平塚市	3,631.38	148,815	116,549
藤沢市	594.50	11,796	9,590
茅ヶ崎市	3,085.99	98,302	81,996
厚木市	5,714.11	142,975	112,978
伊勢原市	649.72	21,884	16,555
海老名市	1,938.13	65,710	56,124
座間市	1,372.60	51,159	42,599
綾瀬市	640.60	14,115	12,754
寒川町	923.00	33,674	30,117
大磯町	638.70	15,653	11,953
愛川町	1,246.53	30,429	25,073
合 計	30,596.83	933,135	766,554

議案第2号

相模川流域下水道の建設負担金について

(1) これまでの建設負担金について

現行の負担比率による建設改良事業負担は、令和2年度で終了とし、これまでの負担金については、新たな負担率による精算を行なわないものとする。

(2) 今後の建設負担金について

令和3年度からの建設負担金は、次の負担率により負担することとする。

改 正

市 町 名	計画汚水量 (m^3 /日平均)	負 担 率 (%)
相模原市	243,966	32.82
平塚市	108,557	14.61
藤沢市	7,413	1.00
茅ヶ崎市	83,566	11.24
厚木市	108,605	14.61
伊勢原市	16,503	2.22
海老名市	58,384	7.86
座間市	42,276	5.69
綾瀬市	11,589	1.56
寒川町	27,883	3.75
大磯町	11,020	1.48
愛川町	23,484	3.16
合 計	743,246	100.00

現 行

市 町 名	計画汚水量 (m ³ /日平均)	負 担 率 (%)
相模原市	250,266	32.65
平塚市	116,549	15.20
藤 沢 市	9,590	1.25
茅ヶ崎市	81,996	10.70
厚 木 市	112,978	14.74
伊勢原市	16,555	2.16
海老名市	56,124	7.32
座 間 市	42,599	5.56
綾 瀬 市	12,754	1.66
寒 川 町	30,117	3.93
大 磯 町	11,953	1.56
愛 川 町	25,073	3.27
合 計	766,554	100.00

議案第 3 号

相模川流域下水道の建設負担金に係る負担原則の改正について

「相模川流域下水道の設置に関する負担の原則」、「相模川流域下水道の改築に関する費用負担の原則」及び「相模川流域下水道の長寿命化対策に関する費用負担の原則」の負担 3 原則について、次のとおり改正、統合する。

第 3 項は、負担割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、「都市計画法の規定により市街化区域及び市街化調整区域を定める際の人口規模及び産業規模を基準として算定した平成 4 2 年の計画汚水量とする」から「計画区域における現況や将来の人口動向に影響を及ぼす都市政策等を勘案した人口規模及び産業規模から算定した令和 1 2 年度の計画汚水量とする」に改める。

第 7 項は、改正後の負担の原則は、「平成 2 4 年度から適用する」及び「平成 3 2 年度から適用する」から「令和 3 年度から適用する」に改める。

長寿命化対策は、地方公営企業法の適用により、改築（資本的支出）に区分されることを踏まえ、負担 3 原則を一つに統合するものとし「相模川流域下水道の設置・改築に関する負担の原則」に改める。

相模川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則

(改正後の全文)

- 1 国庫補助事業の地方負担額及び単独事業費については、県と関連市町が分担するものとし、県と関連市町の負担割合はそれぞれ1 / 2とする。
- 2 関連市町間の負担の割振りは、次表により計画汚水量に比例して定めるものとする。

区 分	負 担 の 割 振 り
処 理 場 建 設 費 及 び 管 渠 建 設 費	全 市 町 で 負 担 す る
処 理 場 改 築 費 及 び 管 渠 改 築 費	全 市 町 で 負 担 す る

- 3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、計画区域における現況や将来の人口動向に影響を及ぼす都市政策等を勘案した人口規模及び産業規模から算定した令和12年度の計画汚水量とする。
- 4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。
- 5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費を按分して定めるものとする。
- 6 この負担の原則に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。
- 7 この改正後の負担の原則は、令和3年度から適用する。

「相模川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則」新旧対照表

改正	現 行																				
<p>相模川流域下水道の設置・改築に関する費用負担の原則</p> <p>1 国庫補助事業の地方負担額及び単独事業費については、<u>県と関連市町が分担するものとし、県と関連市町の負担割合はそれぞれ1/2とする。</u></p> <p>2 【略】</p> <table border="1" data-bbox="231 640 801 814"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負 担 の 割 振 り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理場建設費 及び管渠建設費</td> <td>全市町で負担する</td> </tr> <tr> <td>処理場改築費 及び管渠改築費</td> <td>全市町で負担する</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、<u>計画区域における現況や将来の人口動向に影響を及ぼす都市政策等を勘案した人口規模及び産業規模から算定した令和12年度の計画汚水量とする。</u></p> <p>4 【略】</p> <p>5 <u>県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費を按分して定めるものとする。</u></p> <p>6 【略】</p> <p>7 この改正後の負担の原則は、<u>令和3年度から適用する。</u></p>	区 分	負 担 の 割 振 り	処理場建設費 及び管渠建設費	全市町で負担する	処理場改築費 及び管渠改築費	全市町で負担する	<p>相模川流域下水道の設置に関する負担の原則</p> <p>1 国庫補助事業の地方負担額及び単独事業費については、<u>県と関連市町が分担するものとし、県と関連市町の負担割合はそれぞれ2分の1とする。</u></p> <p>2 関連市町間の負担の割振りは、次表により計画汚水量に比例して定めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="854 640 1463 745"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負 担 の 割 振 り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理場建設費 管渠建設費</td> <td>全市町で負担する</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、<u>都市計画法の規定により市街化区域及び市街化調整区域を定める際の人口規模及び産業規模を基準として算定した平成42年度の計画汚水量とする。</u></p> <p>4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。</p> <p>5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費を按分して定めるものとする。</p> <p>6 この負担の原則に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。</p> <p>7 この改正後の負担の原則は、<u>平成24年度から適用する。</u></p>	区 分	負 担 の 割 振 り	処理場建設費 管渠建設費	全市町で負担する	<p>相模川流域下水道の改築に関する費用負担の原則</p> <p>1 <u>施設の改築に関する事業費の地方負担額については、県と関連市町が分担するものとする。</u> <u>なお、県と関連市町の費用負担割合は、県1/2、市町1/2とする。</u></p> <p>2 関連市町間の負担の割振りは、次表により計画汚水量に比例して定めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1492 640 2101 745"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負 担 の 割 振 り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理場改築費 及び管渠改築費</td> <td>全市町で負担する</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、<u>都市計画法の規定により市街化区域及び市街化調整区域を定める際の人口規模及び産業規模を基準として算定した平成42年度の計画汚水量とする。</u></p> <p>4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。</p> <p>5 県及び関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費を按分して定めるものとする。</p> <p>6 この負担の原則に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。</p> <p>7 この改正後の負担の原則は、<u>平成32年度から適用する。</u></p>	区 分	負 担 の 割 振 り	処理場改築費 及び管渠改築費	全市町で負担する	<p>相模川流域下水道の長寿命化対策に関する費用負担の原則</p> <p>1 <u>施設の長寿命化対策に関する事業費の地方負担額については、関連市町が分担するものとする。</u></p> <p>2 関連市町の負担の割振りは、次表により計画汚水量に比例して定めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="2139 640 2748 745"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負 担 の 割 振 り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理場長寿命化対策費 及び管渠長寿命化対策費</td> <td>全市町で負担する</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 負担金割振りの基礎となる各市町の将来汚水量は、<u>都市計画法の規定により市街化区域及び市街化調整区域を定める際の人口規模及び産業規模を基準として算定した平成42年度の計画汚水量とする。</u></p> <p>4 都市の発展状況が、計画内容と著しく相違する状況が見られた場合には、別途協議のうえ計画変更するものとし、その場合の市町負担金は、調整するものとする。</p> <p>5 関連市町の各年度の分担金は、それぞれの年度の事業費を按分して定めるものとする。</p> <p>6 この負担の原則に定めのない事項又は、負担の原則に定められた事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。</p> <p>7 この改正後の負担の原則は、<u>平成24年度から適用する。</u></p>	区 分	負 担 の 割 振 り	処理場長寿命化対策費 及び管渠長寿命化対策費	全市町で負担する
区 分	負 担 の 割 振 り																				
処理場建設費 及び管渠建設費	全市町で負担する																				
処理場改築費 及び管渠改築費	全市町で負担する																				
区 分	負 担 の 割 振 り																				
処理場建設費 管渠建設費	全市町で負担する																				
区 分	負 担 の 割 振 り																				
処理場改築費 及び管渠改築費	全市町で負担する																				
区 分	負 担 の 割 振 り																				
処理場長寿命化対策費 及び管渠長寿命化対策費	全市町で負担する																				